

(その1)

收支報告書

会計	支	金	額	期	間
<input checked="" type="checkbox"/>					
※該当箇所に○を記入すること。					

(ふりがな) きほんせいさくけんきゅうかい

1 政治団体の名称 基本政策研究会

2 主たる事務所の所在地 東京都狛江市和泉本町3-25-15
サニーハイツ狛江103号室

3 代表者の氏名 松崎 哲久

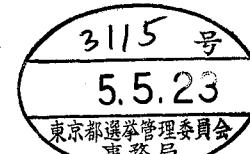
4 会計責任者の氏名 上林 真一

5 令和 4 年分

団体コード	1 0 4 0 2 7 4 9 2 0 0 1 1 1 *
前年繰越額	13,804 円

事務担当者の氏名 新井 雅子

電話番号 090-3212-5433



1834

政治団体の区分

- 政 党 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 团 体
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- そ の 他 の 政 治 团 体
- そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部

活動区域の区分

全国 (2都道府県以上)

資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

資金管理団体の届出をした者
の氏名 松崎 哲久

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 松崎 哲久

公職の種類 衆議院議員 (現・候)

(※) 資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなかつた場合のみ記入のこと。

受付	審査	確認	消込

101400

全国団体用

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額 -----	十億		百万	千	百	十	円
(前年からの繰越額) -----						13	804
(本年の収入額) -----						13	804
支出総額 -----						0	0
翌年への繰越額 -----						13	804

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額 -----				0
員数(党費又は会費を納入した人の数) -----				0人

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	十億	百万
(うち特定寄附)	千	円
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

全団体提出

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※資産の有無にかかわらず、全ての団体において提出が必要です。

(注) 有にの場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

全団体提出

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳		項目別区分		借入金	
摘要	要	金額		年月日	備考
松崎赤道		十億	五百	543000000	

(注) (その17) で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別葉として作成してください。

借入金は「借入先」ごとの合計金額を記載し、年月日は不要です。

(その20)

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 23 日

政治団体の名称

基本政策研究会

会計責任者の氏名

上林眞一



↓（代表者については、解散届と同時に提出する解散年の収支報告書にのみ記載すること。）

（代表者の氏名

印）

（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

なお、会計責任者本人が提出する場合は、会計責任者本人の本人確認書類の提示又は提出することにより押印は不要となります。

（注2）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

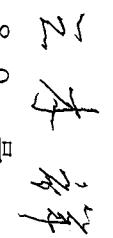
全団体提出

政治資金監査報告書

令和5年5月18日

基本政策研究会

代表 松 崎 哲 久 殿

登録政治資金監査人 
登録番号 第 2 9 8 0 号


研修修了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、基本政策研究会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する收支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領收書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、基本政策研究会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていだ。

なお、政治資金監査の対象期間においては、基本政策研究会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領收書等を徵し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係

る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項については、会計帳簿には、当該国議員・会議員・関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員・関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を繳し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

) 3 業務制限

基本政策研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、基本政策研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上